

**I 平成30年度（2018年度）
市町村決算の概要（速報値）について**

- 1. 普通会計決算の概要 . . . P1～P7
- 2. 地方公営企業会計決算の概要 . . . P8～P15

**II 平成30年度（2018年度）
市町村決算に係る健全化判断比率等の
概要（速報値）について**

- 1. 健全化判断比率 . . . P16～P17
- 2. 公営企業の資金不足比率 P18

III 用語の説明

- 1. 普通会計 P19
- 2. 公営企業会計 P20
- 3. 健全化判断比率 P21
- 4. 資金不足比率 P22

I 平成30年度（2018年度）市町村決算の概要（速報値）について

[注意事項]

- ・ 県内市町村（14市23町8村計45市町村。政令指定都市である熊本市を含む。）の普通会計の決算額をまとめたもの。
- ・ 本資料の図表中の数値は、表示単位未満の四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

1. 普通会計決算の概要

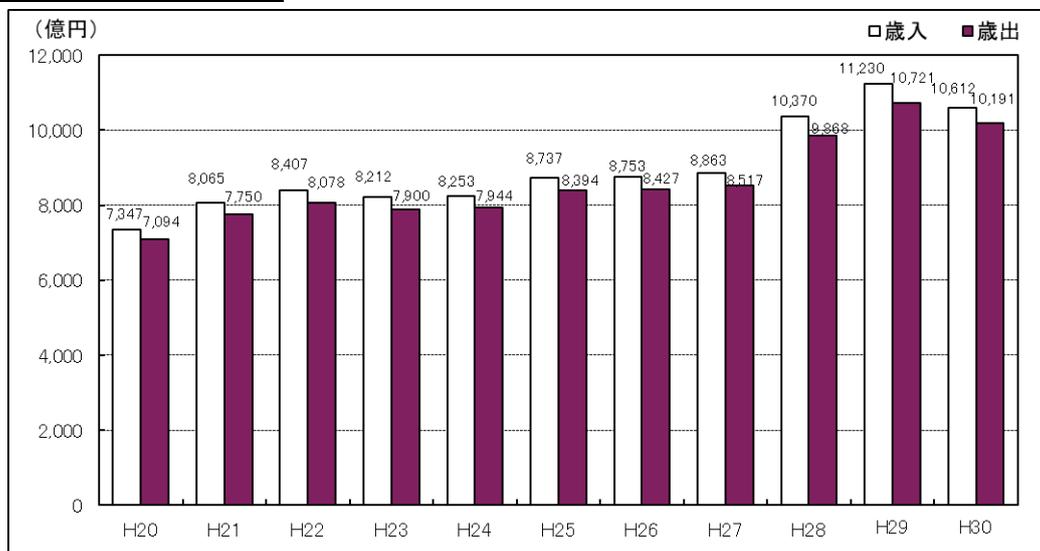
(1) 決算規模及び実質収支

- 歳入** … 歳入総額は、1兆612億円と前年度と比べて減少。
(前年度比5.5%減)
- 歳出** … 歳出総額は、1兆191億円と前年度と比べて減少。
(前年度比4.9%減)
- 実質収支** … 実質収支は、304億円の黒字で、13年連続で全団体が黒字となった。

表1 決算収支

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度増減率		
				平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入総額 A	1,037,021	1,123,013	1,061,238	17.0	8.3	▲ 5.5
歳出総額 B	986,840	1,072,099	1,019,095	15.9	8.6	▲ 4.9
形式収支 C=A-B	50,180	50,914	42,143	45.3	1.5	▲ 17.2
翌年度繰越財源 D	20,802	18,747	11,742	228.8	▲ 9.9	▲ 37.4
実質収支 E=C-D	29,378	32,166	30,401	4.2	9.5	▲ 5.5
単年度収支 F	1,180	2,789	▲ 1,766	▲ 62.7	136.4	▲ 163.3
積立金 G	8,821	8,879	9,084	▲ 7.4	0.7	2.3
繰上償還金 H	0	270	410	皆減	皆増	51.8
積立金取崩し額 I	19,423	16,735	13,699	239.6	▲ 13.8	▲ 18.1
実質単年度収支 J=F+G+H-I	▲ 9,423	▲ 4,798	▲ 5,971	▲ 229.2	▲ 49.1	▲ 24.5

図1 決算規模の推移



(2) 歳入

歳入決算額は、地方税、地方譲与税が増加した一方で、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債が減少したことから、前年度の1兆1,230億13百万円を617億75百万円(5.5%)下回り、1兆612億38百万円となった。

【主な項目】

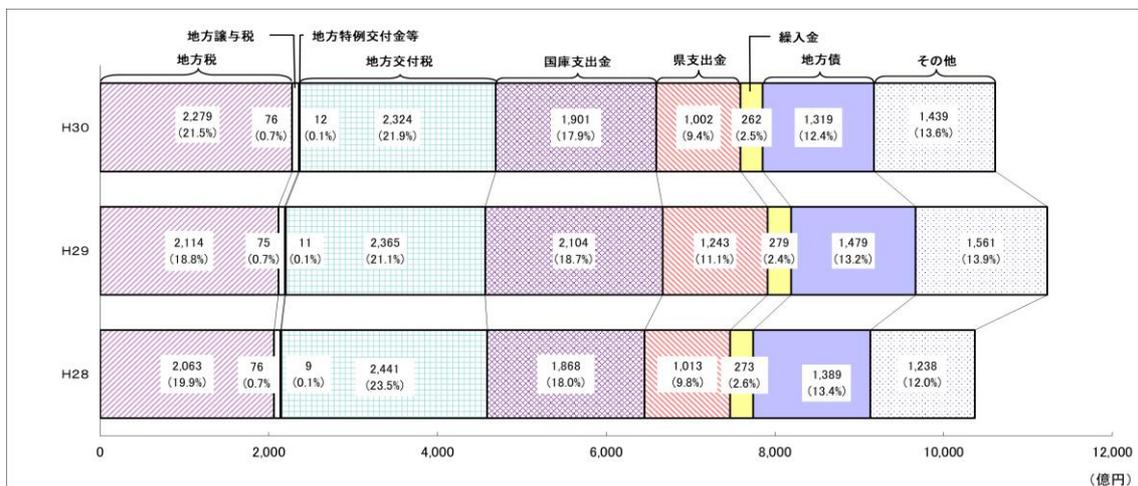
- ・地方税は、県費負担教職員の給与負担事務の指定都市への移譲に伴う税源移譲や景気拡大による個人所得の増及び熊本地震に係る雑損控除対象者の減等により個人市町村民税が増加したほか、法人市町村民税、固定資産税の増となったため、165億46百万円(7.8%)の増となった。
- ・地方交付税は、普通交付税、特別交付税いずれも減少し、41億29百万円(1.7%)の減となった。
- ・平成28年熊本地震に係る復旧事業費が減少したことに伴い、国庫支出金が202億76百万円(9.6%)、県支出金が241億57百万円(19.4%)、地方債が160億80百万円(10.9%)の減となった。

表2 歳入決算額

区 分	平成29年度		平成30年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	211,351	18.8	227,897	21.5	16,546	7.8
うち個人市町村民税	71,375	6.4	86,382	8.1	15,007	21.0
うち法人市町村民税	19,138	1.7	19,954	1.9	816	4.3
うち固定資産税	94,685	8.4	95,321	9.0	636	0.7
地方譲与税	7,487	0.7	7,561	0.7	74	1.0
地方特例交付金	1,053	0.1	1,249	0.1	196	18.6
地方交付税	236,498	21.1	232,369	21.9	▲4,129	▲1.7
うち普通交付税	210,390	18.7	206,762	19.5	▲3,628	▲1.7
うち特別交付税	26,108	2.3	25,607	2.4	▲501	▲1.9
その他の一般財源	50,552	4.5	42,286	4.0	▲8,266	▲16.4
小計(一般財源計)	506,941	45.1	511,362	48.2	4,421	0.9
国庫支出金	210,384	18.7	190,108	17.9	▲20,276	▲9.6
県支出金	124,311	11.1	100,154	9.4	▲24,157	▲19.4
繰入金	27,917	2.5	26,165	2.5	▲1,752	▲6.3
地方債	147,945	13.2	131,865	12.4	▲16,080	▲10.9
うち臨時財政対策債	37,477	3.3	37,518	3.5	41	0.1
その他の特定財源	105,515	9.4	101,582	9.6	▲3,933	▲3.7
うち繰越金	47,803	4.3	47,272	4.5	▲531	▲1.1
歳入合計	1,123,013	100.0	1,061,238	100.0	▲61,775	▲5.5
うち自主財源計	344,343	30.7	355,234	33.5	10,891	3.2

(注) 自主財源とは、地方公共団体自らがその機能を行って調達することのできる財源で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。

図2 歳入決算額構成比の推移



(3) 歳出（目的別）

歳出決算額は、前年度の1兆720億99百万円を530億4百万円（4.9%）下回り、1兆190億95百万円となった。

目的別では、商工費、土木費は増加した一方で、民生費、衛生費、農林水産業費が減少した。

【主な項目】

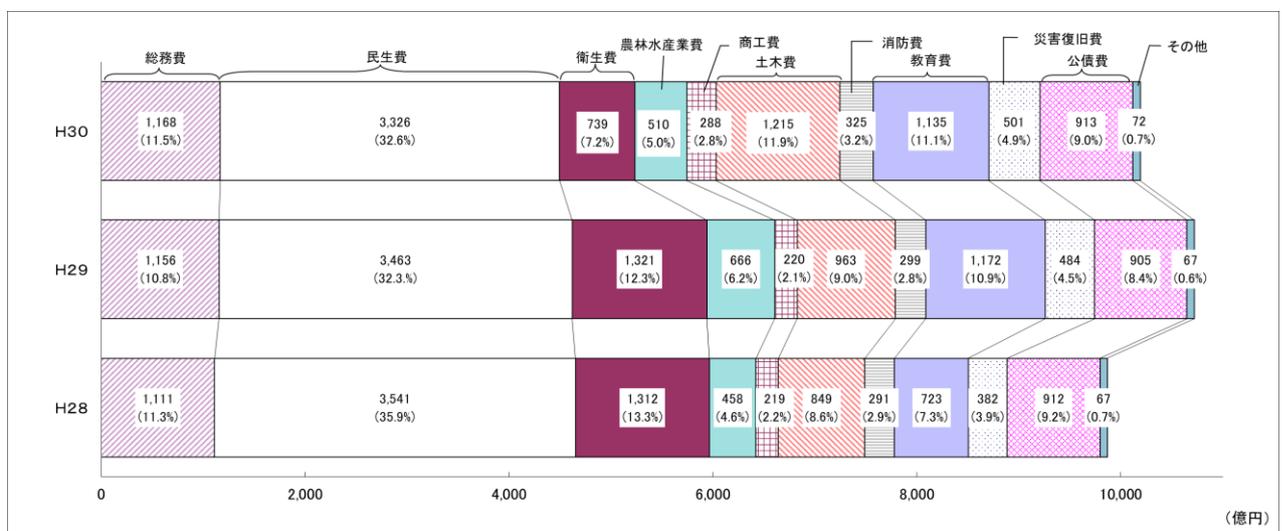
- ・商工費は、観光施設整備事業等の増により67億96百万円（30.8%）の増となった。
- ・土木費は、災害公営住宅整備事業等の増により、251億48百万円（26.1%）の増となった。
- ・民生費は、臨時福祉給付金の支給終了等により、137億8百万円（4.0%）の減となった。
- ・衛生費は、災害廃棄物処理業務及び損壊家屋等解体撤去業務委託料等の減により、582億27百万円（44.1%）の減となった。
- ・農林水産業費は、被災農業者向け経営体育成支援事業等の減により、156億87百万円（23.5%）の減となった。

表3 歳出決算額（目的別）

（単位：百万円、%）

区 分	平成29年度		平成30年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	115,620	10.8	116,782	11.5	1,162	1.0
民 生 費	346,343	32.3	332,635	32.6	▲ 13,708	▲ 4.0
衛 生 費	132,079	12.3	73,852	7.2	▲ 58,227	▲ 44.1
労 働 費	502	0.1	456	0.1	▲ 46	▲ 9.2
農 林 水 産 業 費	66,648	6.2	50,961	5.0	▲ 15,687	▲ 23.5
商 工 費	22,047	2.1	28,843	2.8	6,796	30.8
土 木 費	96,305	9.0	121,453	11.9	25,148	26.1
消 防 費	29,858	2.8	32,486	3.2	2,628	8.8
教 育 費	117,158	10.9	113,473	11.1	▲ 3,685	▲ 3.1
災 害 復 旧 費	48,403	4.5	50,146	4.9	1,743	3.6
公 債 費	90,484	8.4	91,279	9.0	795	0.9
そ の 他	6,652	0.6	6,729	0.7	77	1.2
歳 出 合 計	1,072,099	100.0	1,019,095	100.0	▲ 53,004	▲ 4.9

図3 歳出決算額の構成比（目的別）の推移



(4) 歳出（性質別）

性質別においては、普通建設事業費が増加した一方で、物件費、補助費等、積立金が減少した。

【主な項目】

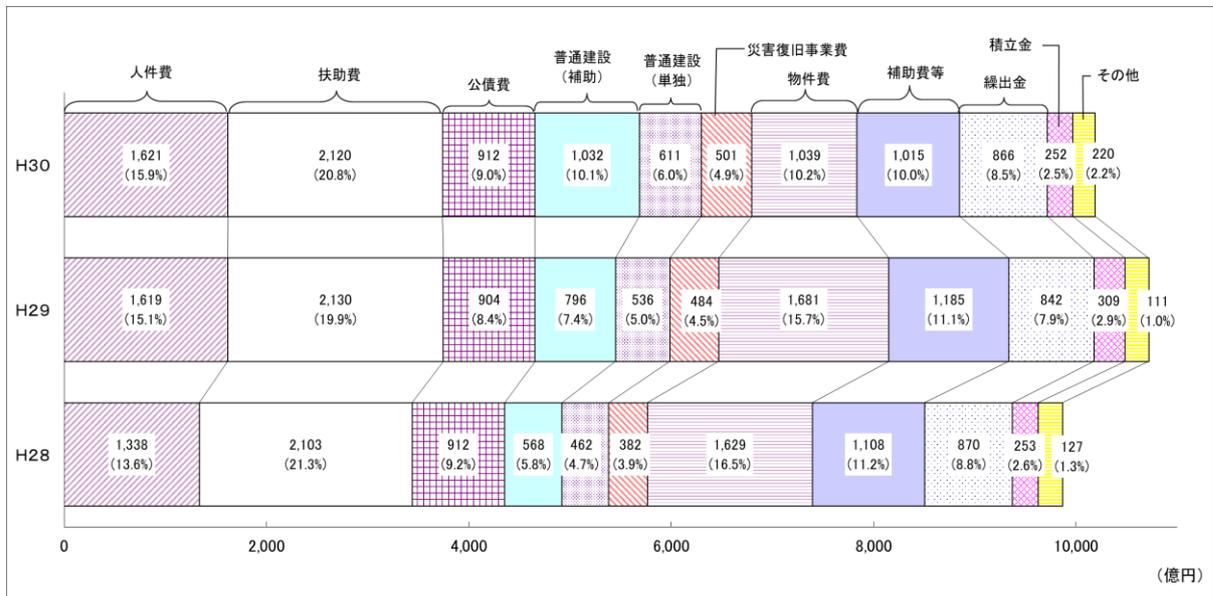
- ・普通建設事業費は、災害公営住宅整備事業等の増により、318億12百万円（23.0%）の増となった。
- ・物件費は、災害廃棄物処理業務及び損壊家屋等解体撤去業務委託料等の減により、642億13百万円（38.2%）の減となった。
- ・補助費等は、被災農業者向け経営体育成支援事業等の減により、169億25百万円（14.3%）の減となった。
- ・積立金は、前年度に被災市町村において設置した平成28年熊本地震に係る基金への積立て分等、特定目的基金への積立額の減により、57億46百万円（18.6%）の減となった。

表4 歳出決算額（性質別）

（単位：百万円、%）

区 分	平成29年度		平成30年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費計	465,296	43.4	465,370	45.7	74	0.0
人件費	161,882	15.1	162,085	15.9	203	0.1
扶助費	212,968	19.9	212,043	20.8	▲ 925	▲ 0.4
公債費	90,446	8.4	91,242	9.0	796	0.9
物件費	168,113	15.7	103,900	10.2	▲ 64,213	▲ 38.2
維持補修費	7,375	0.7	7,431	0.7	56	0.8
補助費等	118,473	11.1	101,548	10.0	▲ 16,925	▲ 14.3
繰出金	84,246	7.9	86,603	8.5	2,357	2.8
積立金	30,907	2.9	25,161	2.5	▲ 5,746	▲ 18.6
投資的経費	186,546	17.4	220,101	21.6	33,555	18.0
うち普通建設事業費	138,143	12.9	169,955	16.7	31,812	23.0
うち補助事業	79,599	7.4	103,201	10.1	23,602	29.7
うち単独事業	53,645	5.0	61,134	6.0	7,489	14.0
うち災害復旧事業費	48,403	4.5	50,146	4.9	1,743	3.6
その他	11,143	1.0	8,981	0.9	▲ 2,162	▲ 19.4
歳 出 合 計	1,072,099	100.0	1,019,095	100.0	▲ 53,004	▲ 4.9

図4 歳出決算額構成比（性質別）の推移



(5) 経常収支比率

経常収支比率は、県内市町村平均（単純平均）で92.4%となり、前年度に比べ1.7ポイント上昇した。

前年度から比率が上昇した団体は32団体、低下した団体は11団体、前年度と同率の団体は2団体となった。

【主な項目】

- ・比率が100%を超えた団体は1団体（水俣市）であり、制度改正（保育士等の待遇改善）により子どものための教育・保育給付等が増加したことに伴う扶助費の増、給与改定により職員給が増加したことに伴う人件費の増等が、比率上昇の主な要因となった。
- ・その他、比率が大きく上昇した団体における主な上昇要因は以下のとおり。

《経常経費充当一般財源等（分子）》

- ・災害関連事業に係る地方債の元利償還の増加に伴う公債費の増
- ・給与改定等に伴う人件費の増
- ・道路橋梁管理費等の増に伴う物件費（経常）の増

《経常一般財源等総額（分母）》

- ・合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減

表5-1 過去5年の経常収支比率の推移（単純平均）

区分	H26	H27	H28	H29	H30
市	90.9	90.9	94.2	94.4	94.3
町村	87.6	85.6	88.6	89.0	91.6
市町村	88.6	87.2	90.3	90.7	92.4
全国	88.1	86.3	88.7	89.6	※

（単位：％）

（※）…総務省の公表前のため、平成30年度の全国の経常収支比率は空欄としている（～3月下旬に公表）

表5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数

区分	H26	H27	H28	H29	H30
95%以上	2	1	7	6	10
90%～95%未満	16	12	18	21	22
85%～90%未満	16	19	15	14	11
80%～85%未満	9	9	3	4	2
75%～80%未満	2	4	2	0	0
75%未満	0	0	0	0	0
計	45	45	45	45	45

図5-1 過去5年の経常収支比率の推移

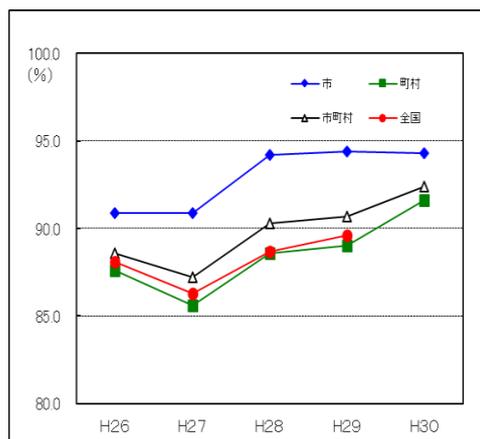
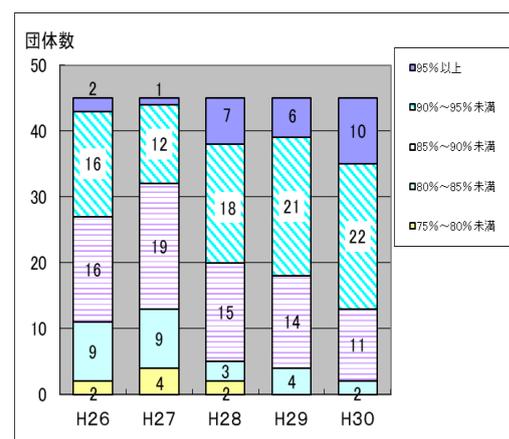


図5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数



(6) 地方債現在高及び積立金現在高の推移

地方債現在高は、前年度の1兆285億54百万円を470億45百万円(4.6%)上回り、1兆755億99百万円となった(9年連続で増加)。

また、積立金現在高は、前年度の2,207億93百万円を44億11百万円(2.0%)上回り、2,252億4百万円となった(12年連続で増加)。

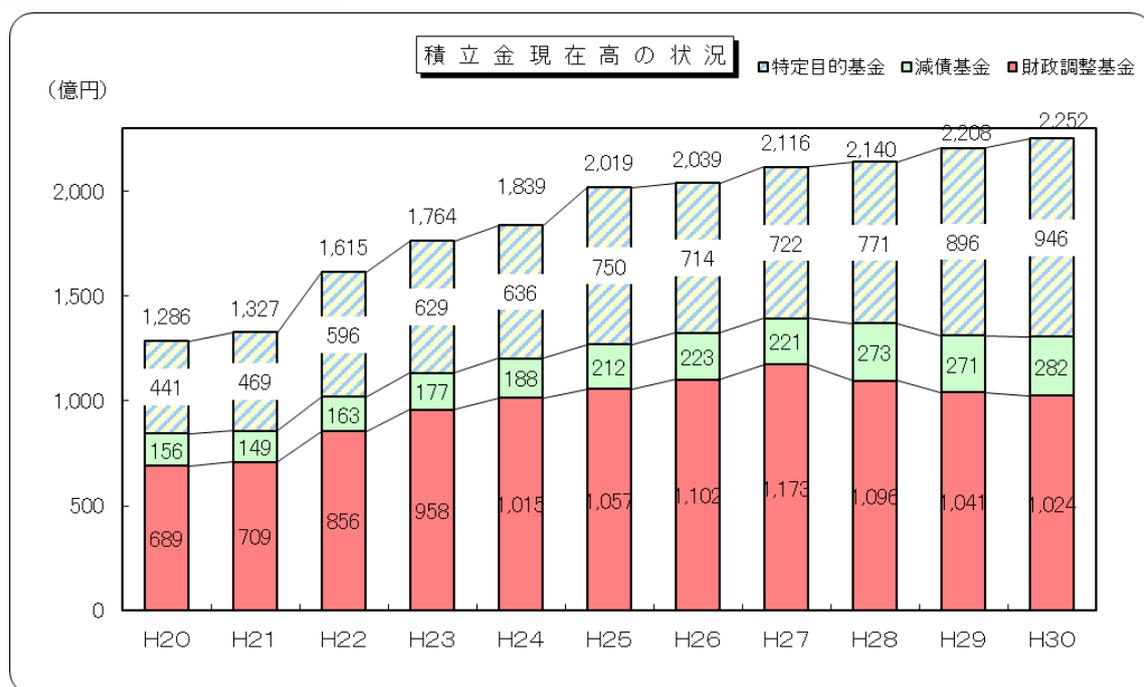
表6 地方債現在高及び積立金現在高と標準財政規模

(単位:百万円、%)

区 分	決 算 額			対 前 年 度 増 減 率		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方債現在高 (A)	963,835	1,028,554	1,075,599	6.2	6.7	4.6
債務負担行為の翌年度以降支出 予定額 (B)	178,797	181,297	201,123	26.7	1.4	10.9
積立金現在高 (C)	213,907	220,793	225,204	1.1	3.2	2.0
財政調整基金	109,563	104,076	102,399	▲ 6.6	▲ 5.0	▲ 1.6
減債基金	27,259	27,142	28,188	23.6	▲ 0.4	3.9
その他の特定目的基金	77,085	89,575	94,616	6.8	16.2	5.6
(A)+(B)-(C)	928,725	989,058	1,051,518	10.9	6.5	6.3
標準財政規模 (D)	483,622	507,195	507,214	▲ 0.6	4.9	0.0
(A+B)/(D)*100	236.3	238.5	251.7			
(C)/(D)*100	44.2	43.5	44.4			
[(A)+(B)-(C)]/(D)*100	192.0	195.0	207.3			

※平成29、30年度の積立金現在高は、平成28年熊本地震復興基金を含む。なお、この分を除くと、平成30年度末残高は2,176億16百万円となる(対前年度比2.8%増)。

図6 積立金現在高の状況



平成30年度(2018年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	経常収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高	基金			標準財政 規模
										うち財調 基金	うち減債 基金	うちその他 特目基金	
熊本市*	393,708	382,888	10,820	6,421	169	90.0	0.71	454,325	22,549	4,780	5,387	12,382	191,297
八代市	66,457	65,135	1,322	1,151	▲ 542	93.6	0.50	67,927	7,567	2,346	704	4,516	32,939
人吉市	17,335	16,829	507	444	37	98.8	0.44	14,470	1,536	277	286	973	8,827
荒尾市	22,050	21,657	392	104	▲ 110	89.5	0.48	15,240	6,866	4,004	944	1,918	11,736
水俣市	15,102	14,852	251	108	▲ 760	101.1	0.37	14,956	3,275	1,190	452	1,633	8,090
玉名市	34,220	33,227	993	849	▲ 569	96.4	0.44	34,582	10,639	5,716	1,384	3,539	17,721
山鹿市	34,068	31,063	3,005	2,914	▲ 630	97.2	0.33	34,985	14,447	6,592	4,918	2,937	16,897
菊池市	29,132	28,857	275	131	▲ 144	94.4	0.44	35,025	12,208	6,008	2,332	3,869	14,688
宇土市*	18,316	17,467	849	749	▲ 31	94.8	0.52	19,796	5,717	2,819	159	2,739	8,526
上天草市	19,263	18,060	1,203	924	653	94.8	0.25	16,795	7,913	4,190	618	3,104	10,478
宇城市*	36,049	34,297	1,752	1,516	▲ 91	95.1	0.40	35,488	14,290	8,634	832	4,824	17,155
阿蘇市*	23,124	21,409	1,714	1,384	201	93.2	0.36	20,735	4,079	1,547	120	2,412	9,355
天草市	58,996	56,187	2,810	2,328	▲ 2,450	93.3	0.27	51,103	15,768	9,698	2,172	3,899	31,551
合志市	24,026	22,704	1,322	1,140	301	87.8	0.67	19,552	7,478	3,444	836	3,198	12,340
市計	791,846	764,629	27,217	20,163	▲ 3,965	94.3	0.44	834,978	134,330	61,243	21,144	51,943	391,601
市計 (熊本市除く)	398,138	381,741	16,397	13,742	▲ 4,134	94.6	0.42	380,653	111,781	56,464	15,756	39,561	200,303
美里町*	9,686	9,050	636	399	▲ 159	92.5	0.24	7,844	3,264	1,856	461	947	4,201
玉東町	4,038	3,922	116	80	▲ 133	94.4	0.29	2,300	1,624	426	367	831	1,890
南関町*	6,322	6,184	138	125	▲ 176	92.4	0.40	6,828	2,875	791	117	1,968	3,318
長洲町	7,171	7,121	49	49	▲ 47	95.7	0.55	5,752	681	492	54	135	4,192
和水町*	7,917	6,933	984	866	▲ 110	91.1	0.24	7,348	7,258	3,064	1,036	3,158	4,276
大津町*	17,838	16,611	1,227	995	244	86.8	0.74	16,334	4,988	2,575	372	2,040	7,723
菊陽町	17,750	16,634	1,115	571	▲ 630	93.1	0.96	16,557	5,385	2,015	389	2,981	8,614
南小国町*	4,729	4,113	615	246	▲ 17	99.0	0.21	3,464	1,199	762	5	433	2,185
小国町*	6,079	5,762	316	240	56	88.4	0.24	5,898	951	521	84	345	3,240
産山村*	2,467	2,338	129	102	106	88.7	0.16	2,198	1,000	782	40	177	1,086
高森町*	4,991	4,802	190	163	▲ 49	90.7	0.24	4,570	2,580	1,401	10	1,169	2,740
西原村*	12,205	11,260	946	681	201	95.7	0.42	7,856	3,008	1,372	122	1,514	2,531
南阿蘇村*	17,483	16,313	1,169	988	▲ 72	97.4	0.27	18,250	5,291	1,223	173	3,895	4,803
御船町*	15,426	14,727	699	517	▲ 187	94.7	0.38	14,933	1,707	741	133	833	4,482
嘉島町*	5,755	5,222	533	43	▲ 77	91.2	0.68	7,095	2,071	1,612	51	408	2,612
益城町*	31,268	30,276	993	252	253	93.8	0.56	27,926	5,354	1,119	511	3,725	7,136
甲佐町*	10,140	9,320	820	691	223	88.1	0.31	10,205	1,614	876	61	677	3,422
山都町*	14,541	14,076	464	135	▲ 471	86.7	0.21	8,587	2,558	1,003	316	1,239	7,243
氷川町	8,556	8,088	469	444	▲ 159	93.2	0.28	7,461	2,882	2,205	70	608	4,087
芦北町	10,375	9,995	379	293	▲ 26	92.3	0.33	9,773	4,570	1,434	63	3,074	6,067
津奈木町	3,215	3,016	199	117	▲ 104	89.0	0.22	2,248	3,138	679	615	1,844	1,930
錦町	5,869	5,672	197	152	17	89.3	0.40	4,963	1,905	1,400	30	475	3,230
多良木町	7,223	6,823	401	326	327	93.3	0.23	5,248	2,196	1,077	501	618	3,909
湯前町	3,206	2,997	208	167	▲ 119	99.0	0.17	2,479	1,938	879	43	1,017	1,864
水上村*	3,370	3,053	317	274	▲ 75	82.9	0.15	3,746	3,247	819	669	1,760	1,693
相良村	3,560	3,382	179	85	▲ 179	90.3	0.19	3,147	1,589	1,232	52	306	2,093
五木村*	3,749	3,582	167	155	▲ 590	89.7	0.20	2,883	2,357	610	248	1,499	1,290
山江村	3,884	3,670	214	204	▲ 68	93.1	0.14	3,371	2,184	907	303	973	1,853
球磨村	3,944	3,658	286	194	▲ 41	82.7	0.14	3,382	1,638	1,111	6	521	2,194
あさぎり町	11,751	11,127	624	589	137	88.8	0.23	10,489	8,992	5,589	0	3,403	6,385
苓北町	4,885	4,738	147	97	▲ 79	94.7	0.50	7,489	829	583	143	102	3,326
町村計	269,391	254,465	14,926	10,238	▲ 2,006	91.6	0.33	240,621	90,874	41,156	7,044	42,673	115,614
市町村計	1,061,238	1,019,095	42,143	30,401	▲ 5,971	92.4	0.37	1,075,599	225,204	102,399	28,188	94,616	507,214
市町村計 (熊本市除く)	667,529	636,206	31,323	23,980	▲ 6,140	92.5	0.36	621,274	202,655	97,620	22,801	82,235	315,917

※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。

また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。

※ 市町村名に「*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

2. 地方公営企業会計決算の概要

(1) 事業数

事業数は、前年度の175から、1事業減少し、174（うち法適用企業74、法非適用事業100）となった。

図1-1 事業数の状況

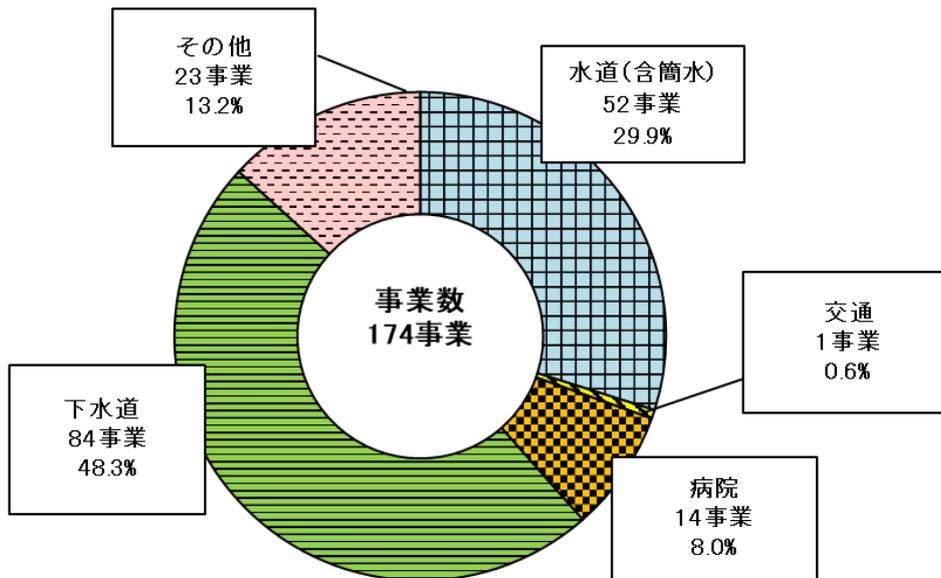
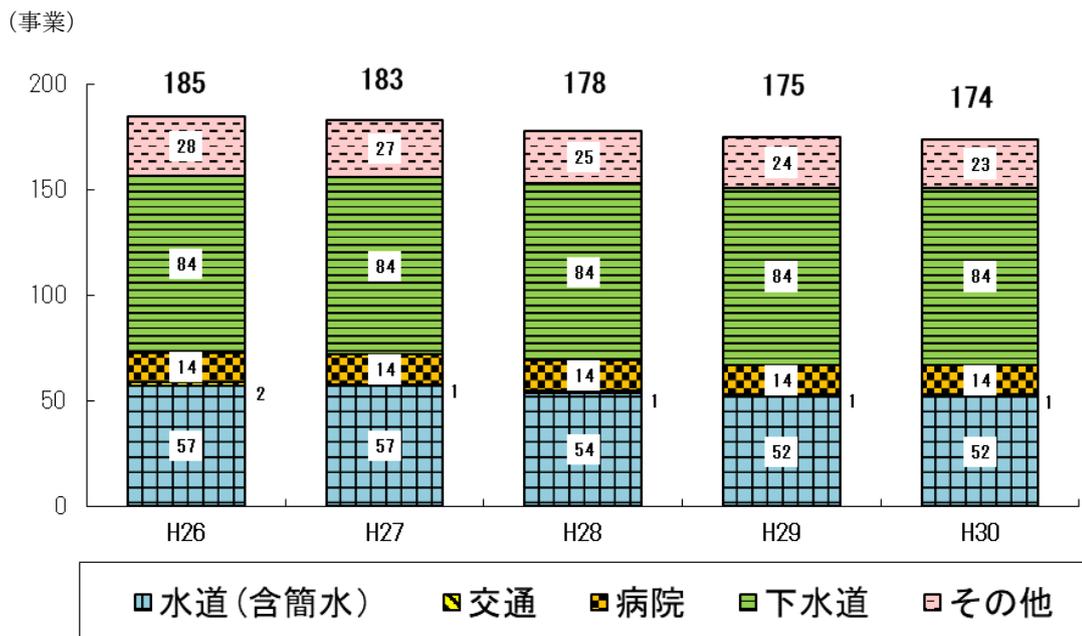


図1-2 事業数の推移



(2) 決算規模

決算規模は、前年度の1,593億76百万円から、89億17百万円増加（対前年度比5.6%）し、1,682億93百万円となった。

図2-1 決算規模の状況

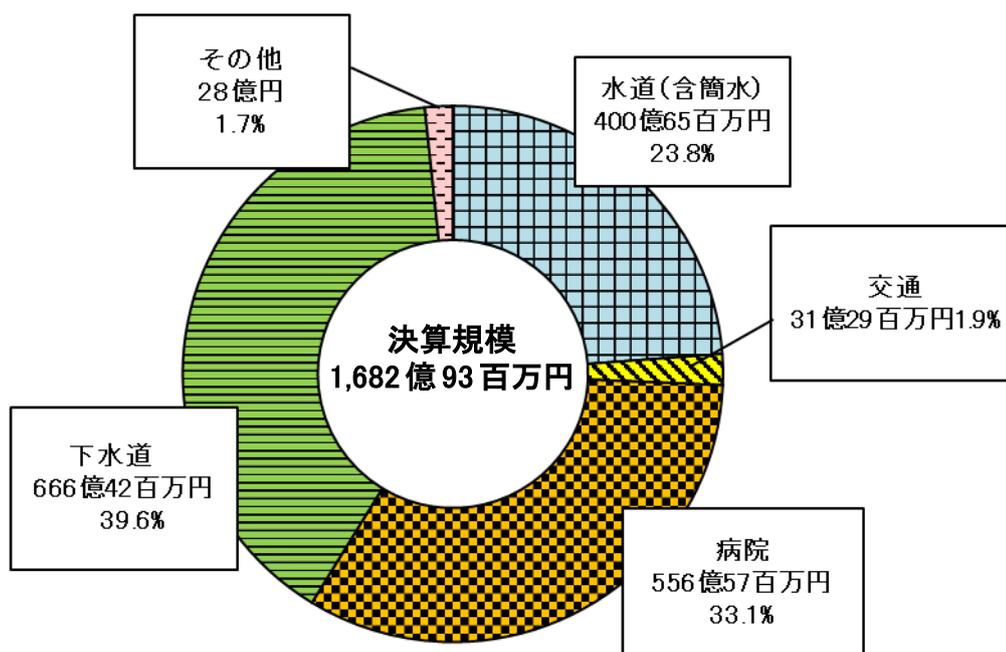
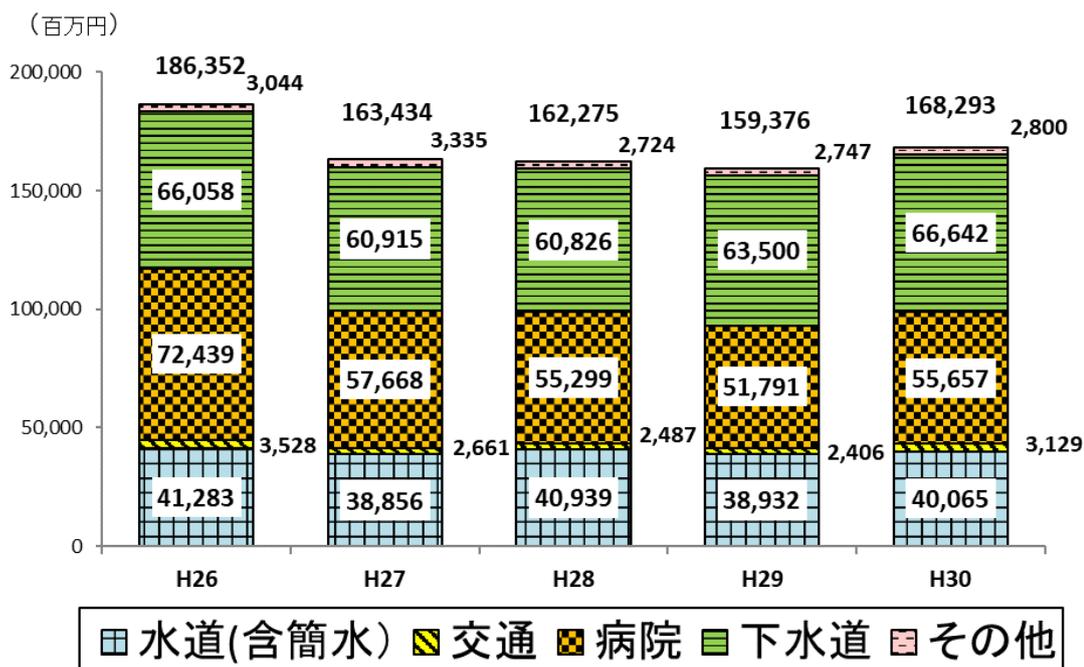


図2-2 決算規模の推移



(3) 経営状況

公営企業全体の総収支は、前年度の40億54百万円の黒字から15億22百万円増加（対前年度比37.5%）し、55億76百万円の黒字となった。

法適用企業で累積欠損金を有する事業は、18（前年度19）となり、その額は、前年度の224億44百万円から29億32百万円増加（対前年度比13.1%）し、253億76百万円となった。

法適用企業で不良債務を有する事業は、4（前年度6）となり、その額は前年度の3億39百万円から55百万円減少（対前年度比▲16.2%）し、2億84百万円となった。

法適用企業で資本不足①^{※1}となっている事業は、4（前年度4）となり、その額は、前年度の113億28百万円から27億92百万円増加（対前年度比24.6%）し、141億20百万円となった。（なお、資本不足②^{※2}となっている事業は2（前年度2）となり、その額は、資本不足①の141億20百万円から58億44百万円減少し、82億76百万円となる。）

表3-1 全体の経営状況

（単位：百万円）

区分	収支額		黒字				赤字				
	H29		H29		H30		H29		H30		
	金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	4,126	4,350	4,219	24	4,421	24	94	5	71	5
	交通	258	▲433	258	1	0	0	0	0	433	1
	病院	▲3,977	▲2,853	936	5	546	5	4,914	9	3,399	9
	下水道	2,938	3,403	3,166	19	3,585	19	228	7	183	7
	その他	56	51	56	4	51	4	0	0	0	0
小計	3,400	4,519	8,635	53	8,604	52	5,235	21	4,086	22	
法非適用企業	簡水	178	242	178	23	242	23	0	0	0	0
	下水道	210	338	210	58	338	58	0	0	0	0
	その他	265	477	265	20	477	19	0	0	0	0
小計	654	1,057	654	101	1,057	100	0	0	0	0	
合計	4,054	5,576	9,289	154	9,661	152	5,235	21	4,086	22	

表3-2 累積欠損金、不良債務及び資本不足の状況

（単位：百万円）

区分	累積欠損金				不良債務				※1：資本不足①				※2：資本不足②			
	H29		H30		H29		H30		H29		H30		H29		H30	
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
法適用企業	上水道	125	3	75	3	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	21,624	9	24,461	9	36	1	0	0	11,323	3	14,114	3	10,595	2	8,276
	下水道	695	7	840	6	294	4	284	4	5	1	6	1	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22,444	19	25,376	18	339	6	284	4	11,328	4	14,120	4	10,595	2	8,276	

※1：資本不足① 資本不足額(Δ)＝資産合計－負債合計

※2：資本不足② 資本不足額(Δ)＝資産合計－[負債合計－繰延収益(長期前受金)]

貸借対照表上で負債として計上されている長期前受金に返済義務がないため、参考として、負債から長期前受金を控除した額を算出している。

表 3 - 3 個別事業の経営状況

区分 (団体数)	H30年度該当団体		H29年度からの増減
上水道	純損失 (5)	南阿蘇村、益城町、甲佐町、錦町、上天草・宇城水道企業団	増：南阿蘇村 減：御船町
	累積欠損金 (3)	益城町、錦町、上天草・宇城水道企業団	増：上天草・宇城水道企業団 減：あさぎり町
	不良債務	無し	減：錦町
	資本不足	無し	無し
交通	純損失 (1)	熊本市	増：熊本市
	累積欠損金	無し	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
病院	純損失 (9)	熊本市、八代市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、和水町、小国町外1ヶ町公立病院組合、球磨郡公立多良木病院企業団	増：宇城市 減：くまもと県北病院機構設立組合
	累積欠損金 (9)	熊本市、八代市、荒尾市、山鹿市、上天草市、宇城市、阿蘇市、和水町、小国町外1ヶ町公立病院組合	増：無し 減：無し
	不良債務	無し	増：無し 減：阿蘇市
	資本不足 (3)	熊本市、山鹿市、阿蘇市	増：無し 減：無し
下水道 (法適)	純損失 (7)	宇城市 (公共)、宇城市 (農集) 合志市 (公共)、合志市 (特環)、合志市 (農集)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)	増：宇城市 (農集) 減：菊陽町 (農集)
	累積欠損金 (6)	合志市 (公共)、合志市 (特環)、合志市 (農集)、菊陽町 (農集)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)	増：無し 減：玉名市 (農集)
	不良債務 (4)	山鹿市 (特環)、宇城市 (公共)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)	増：山鹿市 (特環) 減：山鹿市 (公共)
	資本不足 (1)	長洲町 (特地排水)	増：無し 減：無し
簡易水道 (法非適)	赤字	無し	無し
下水道 (法非適)	赤字	無し	無し
その他 (法非適)	赤字	無し	無し

(4) 料金収入

料金収入は、前年度の828億38百万円から、27億82百万円減少（対前年度比▲3.4%）し、800億56百万円となった。

特に、病院事業は前年度の323億36百万円から、27億72百万円減少（対前年度比▲8.6%）し、295億64百万円となった。

図4-1 料金収入の状況

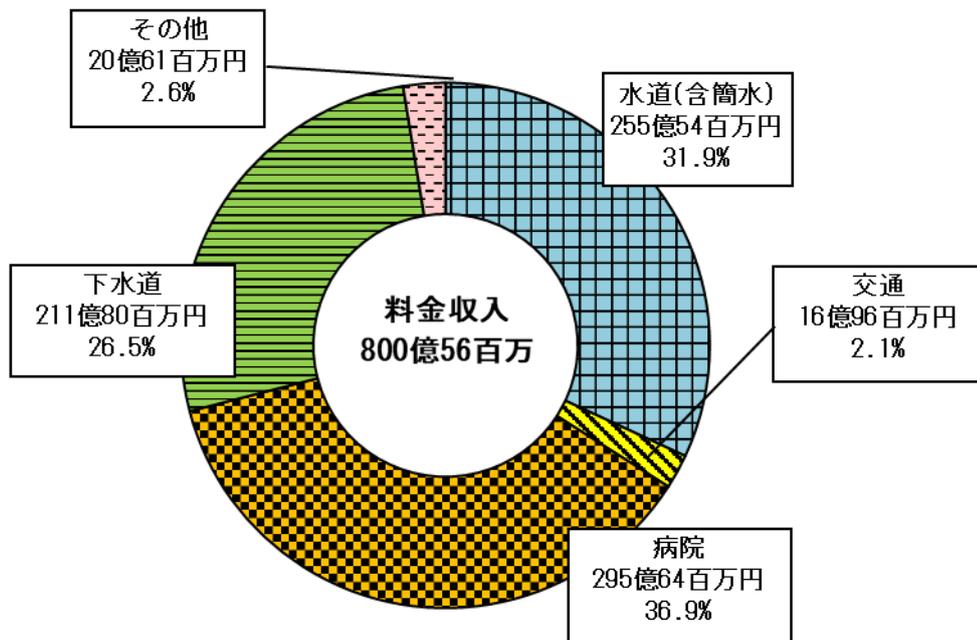
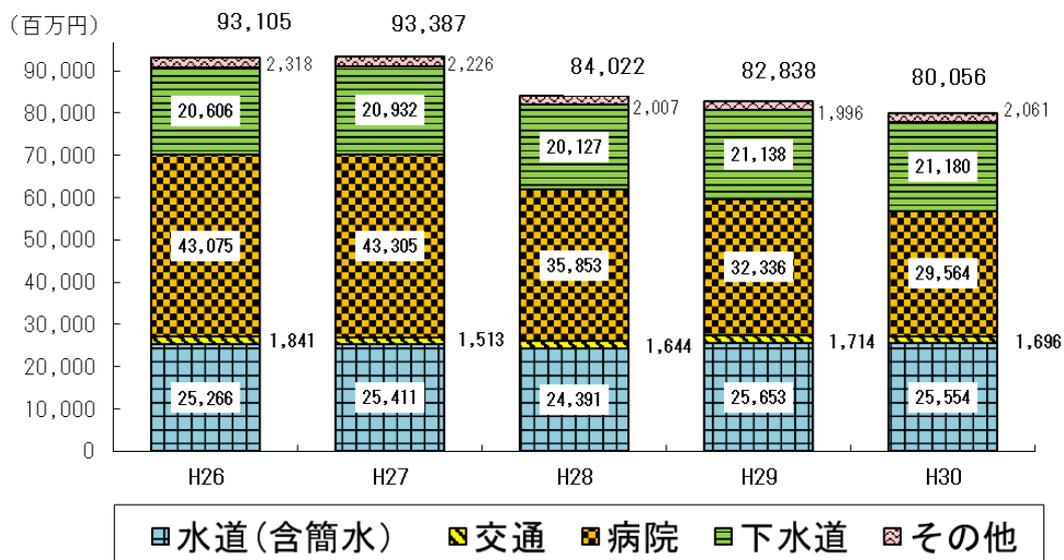


図4-2 料金収入の推移



(5) 他会計繰入金

他会計繰入金は、前年度の286億30百万円から、1億56百万円増加（対前年度比0.5%）し、287億86百万円となった。

図5-1 他会計繰入金の状況

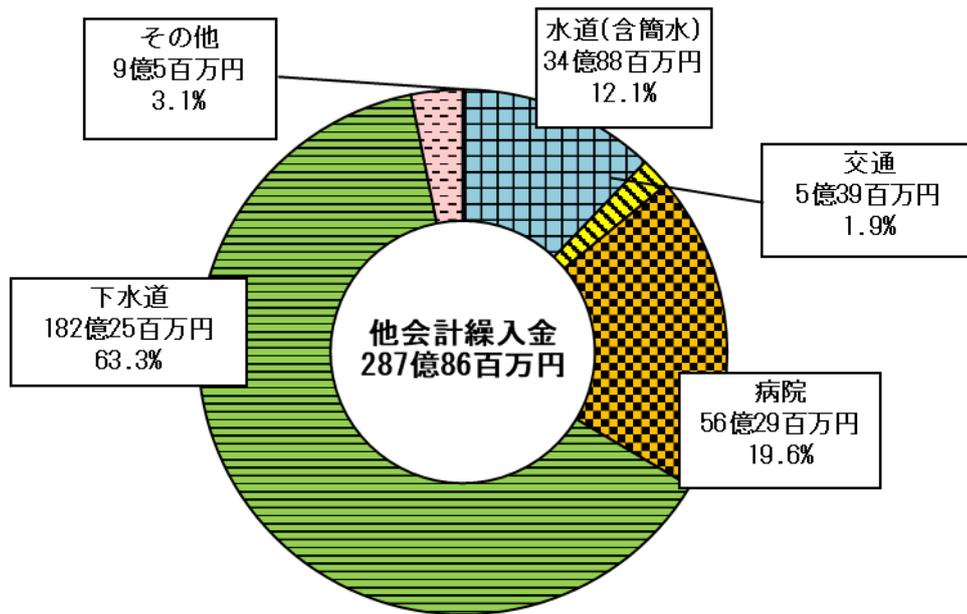
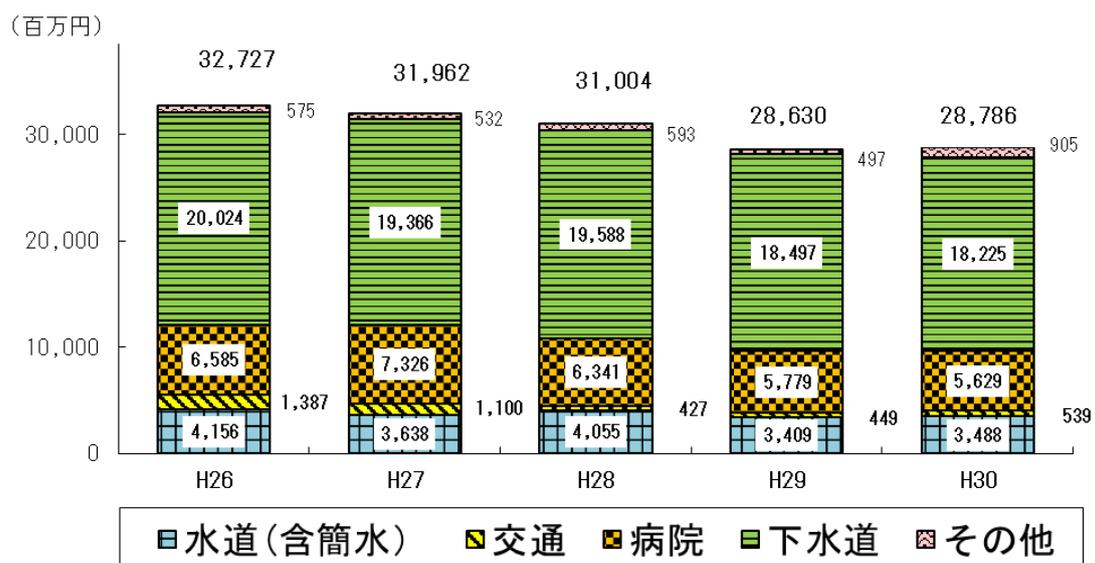


図5-2 他会計繰入金の推移



(6) 建設投資

建設投資額は、前年度の363億56百万円から161億49百万円増加（対前年度比44.4%）し、525億5百万円となった。

建設投資に係る企業債発行額は、前年度の146億97百万円から72億47百万円増加（対前年度比49.3%）し、219億44百万円となった。

図6-1 建設投資額の状況

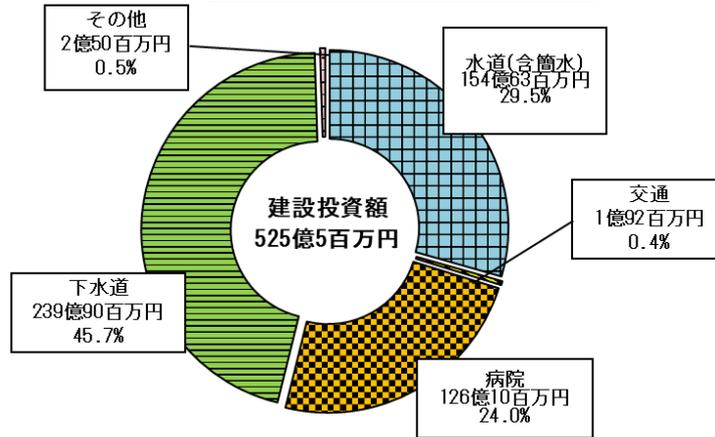


図6-2 建設投資額の推移

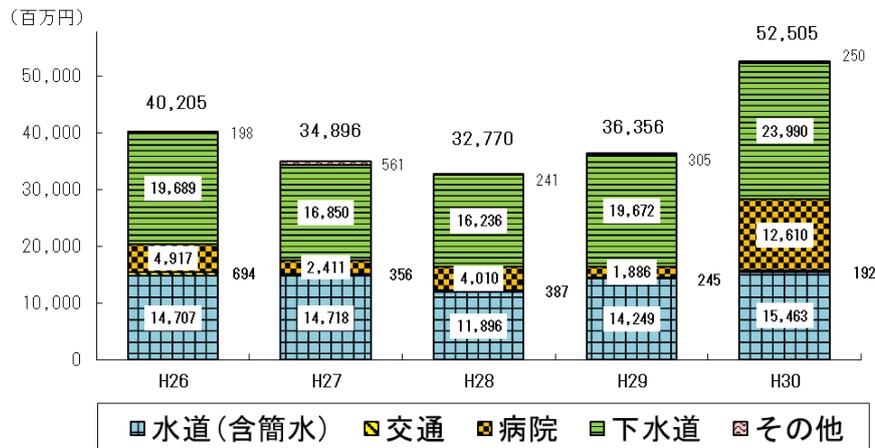
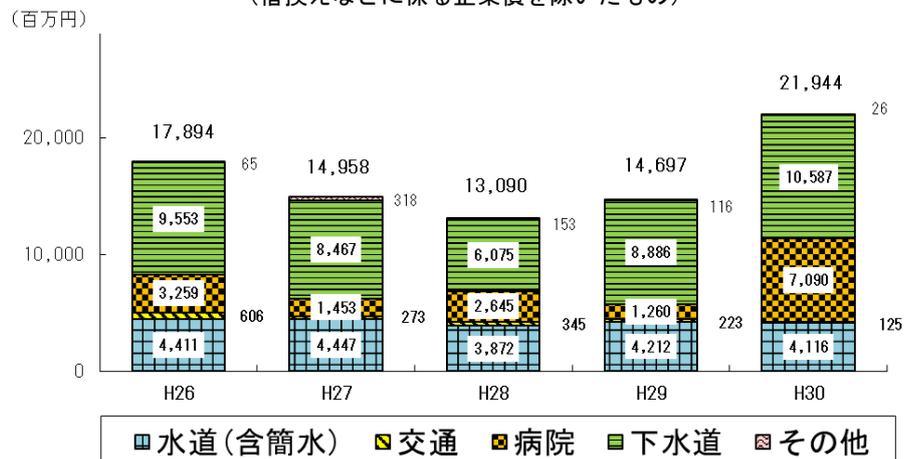


図6-3 建設投資に係る企業債発行額の推移

(借換えなどに係る企業債を除いたもの)



(7) 企業債現在高

企業債現在高は、前年度の4,404億2百万円から62億17百万円減少（対前年度比▲1.4%）し、4,341億85百万円となった。

図7-1 企業債現在高の状況

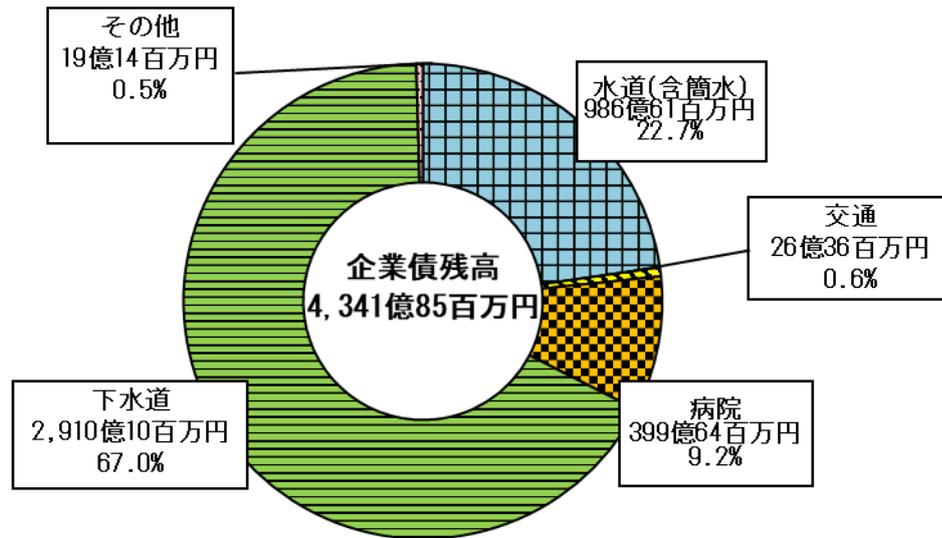
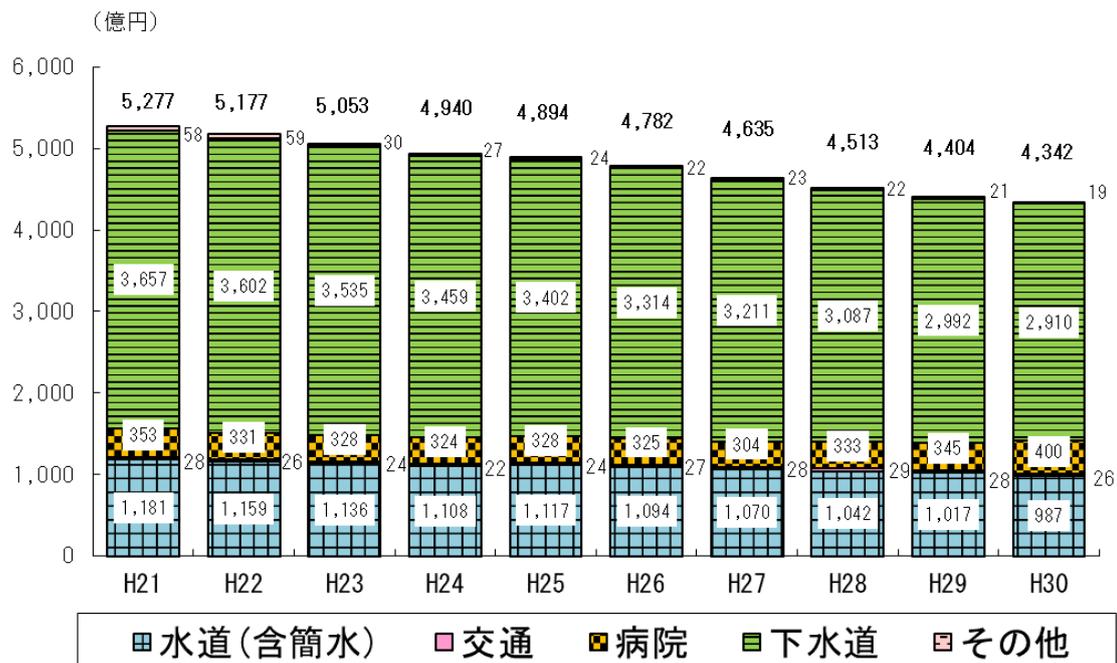


図7-2 企業債現在高の過去10年間の推移



Ⅱ 平成30年度（2018年度）市町村等決算に係る健全化判断 比率等の概要（速報値）について

（健全化判断比率・資金不足比率について）

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率：公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じている団体はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、7.7%（前年度からの増減なし））
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、50.6%（前年度比▲3.0ポイント））

（注）県内市町村の平均値は、いずれも熊本市を含む値である。

（参考）早期健全化基準及び財政再生基準の比較

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて※1 11.25～15 %	20 %
連結実質赤字比率	財政規模に応じて※1 16.25～20 %	30 %
実質公債費比率	25 %	35 %
将来負担比率	350 %	—
基準以上となった場合	財政健全化計画の策定・報告	財政再生計画の策定・報告 地方債の起債の制限

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模に応じて算定される。

平成30年度（2018年度）市町村決算に係る健全化判断比率一覧（速報値）

（単位：％）

地方公共団体の名称	健全化判断比率										
	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			
	H30	（早期健全化基準）	H30	（早期健全化基準）	H29	H30	増減	H29	H30	増減	
1	熊本市	—	（ 11.25 ）	—	（ 16.25 ）	8.8	7.7	▲ 1.1	127.8	116.6	▲ 11.2
2	八代市	—	（ 11.68 ）	—	（ 16.68 ）	10.5	10.1	▲ 0.4	86.3	91.3	5.0
3	人吉市	—	（ 13.55 ）	—	（ 18.55 ）	6.5	5.7	▲ 0.8	39.6	46.6	7.0
4	荒尾市	—	（ 13.09 ）	—	（ 18.09 ）	9.3	9.4	0.1	—	—	—
5	水俣市	—	（ 13.73 ）	—	（ 18.73 ）	12.4	11.3	▲ 1.1	38.4	42.8	4.4
6	玉名市	—	（ 12.61 ）	—	（ 17.61 ）	8.2	8.1	▲ 0.1	5.8	6.6	0.8
7	山鹿市	—	（ 12.65 ）	—	（ 17.65 ）	9.0	9.4	0.4	—	—	—
8	菊池市	—	（ 12.80 ）	—	（ 17.80 ）	8.5	9.5	1.0	—	—	—
9	宇土市	—	（ 13.62 ）	—	（ 18.62 ）	9.4	9.4	0.0	29.5	22.1	▲ 7.4
10	上天草市	—	（ 13.26 ）	—	（ 18.26 ）	11.5	11.7	0.2	—	—	—
11	宇城市	—	（ 12.64 ）	—	（ 17.64 ）	11.1	10.2	▲ 0.9	26.1	5.4	▲ 20.7
12	阿蘇市	—	（ 13.45 ）	—	（ 18.45 ）	7.5	7.5	0.0	82.4	69.0	▲ 13.4
13	天草市	—	（ 11.74 ）	—	（ 16.74 ）	8.8	9.0	0.2	24.4	24.8	0.4
14	合志市	—	（ 13.02 ）	—	（ 18.02 ）	3.3	5.2	1.9	—	—	—
15	美里町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	5.7	5.6	▲ 0.1	0.4	—	▲ 0.4
16	玉東町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	5.0	4.9	▲ 0.1	—	—	—
17	南関町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	8.0	7.9	▲ 0.1	—	—	—
18	長洲町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	10.7	9.1	▲ 1.6	73.0	60.3	▲ 12.7
19	和水町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	7.9	9.0	1.1	—	—	—
20	大津町	—	（ 13.82 ）	—	（ 18.82 ）	11.3	10.6	▲ 0.7	—	—	—
21	菊陽町	—	（ 13.60 ）	—	（ 18.60 ）	8.4	7.9	▲ 0.5	—	—	—
22	南小国町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	5.8	6.1	0.3	32.6	38.1	5.5
23	小国町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	10.4	10.8	0.4	36.7	35.0	▲ 1.7
24	産山村	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	9.1	9.2	0.1	—	—	—
25	高森町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	6.2	5.8	▲ 0.4	—	—	—
26	西原村	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	3.2	4.3	1.1	—	—	—
27	南阿蘇村	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	6.6	7.0	0.4	—	14.1	14.1
28	御船町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	6.0	6.9	0.9	106.0	112.2	6.2
29	嘉島町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	6.4	7.2	0.8	60.7	67.8	7.1
30	益城町	—	（ 14.00 ）	—	（ 19.00 ）	8.0	8.1	0.1	—	21.4	21.4
31	甲佐町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	5.3	6.2	0.9	53.6	59.4	5.8
32	山都町	—	（ 13.97 ）	—	（ 18.97 ）	5.9	5.3	▲ 0.6	35.7	25.5	▲ 10.2
33	氷川町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	5.7	5.2	▲ 0.5	27.1	30.4	3.3
34	芦北町	—	（ 14.41 ）	—	（ 19.41 ）	4.4	4.2	▲ 0.2	—	—	—
35	津奈木町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	1.5	1.7	0.2	—	—	—
36	錦町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	9.1	9.1	0.0	91.4	85.5	▲ 5.9
37	多良木町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	9.3	9.1	▲ 0.2	54.2	49.3	▲ 4.9
38	湯前町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	3.7	3.8	0.1	—	—	—
39	水上村	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	6.8	6.4	▲ 0.4	—	—	—
40	相良村	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	9.0	8.6	▲ 0.4	19.2	18.7	▲ 0.5
41	五木村	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	7.6	7.3	▲ 0.3	—	—	—
42	山江村	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	9.2	9.7	0.5	—	—	—
43	球磨村	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	6.2	5.9	▲ 0.3	—	—	—
44	あさぎり町	—	（ 14.28 ）	—	（ 19.28 ）	8.8	8.5	▲ 0.3	—	—	—
45	苓北町	—	（ 15.00 ）	—	（ 20.00 ）	12.0	12.4	0.4	128.3	121.5	▲ 6.8
市町村平均（単純平均）		—	—	—	—	7.7	7.7	0.0	53.6	50.6	▲ 3.0

- ※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。
- ※ （ ）内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じて設定）である。
- ※ 前年度に引き続き、全団体に実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。
- ※ 実質公債費比率の早期健全化基準： 25%
- ※ 将来負担比率の早期健全化基準： 350%

2. 公営企業の資金不足比率

県内148の公営企業会計中、資金の不足額がある公営企業会計及び資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業会計はなかった。

表1 資金不足がある公営企業会計の資金不足比率

(単位：千円、%)

市町村名	公営企業 会計名	平成29年度		平成30年度		増減 (H30-H29)	
		資金 不足額	資金 不足比率	資金 不足額	資金 不足比率	資金 不足額	資金 不足比率
阿蘇市	病院事業 会計	35,911	2.0	—	—	—	—
錦町	錦町水道 事業会計	8,791	8.1	—	—	—	—

表2 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

事業区分	市町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 3	0 / 29
簡易水道事業	0 / 24	0 / 0	0 / 24
工業用水道事業	0 / 4	0 / 0	0 / 4
交通事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
電気事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
港湾整備事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
病院事業	0 / 11	0 / 2	0 / 13
と畜場事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
宅地造成事業	0 / 8	0 / 0	0 / 8
下水道事業	0 / 63	0 / 0	0 / 63
観光施設事業	0 / 3	0 / 0	0 / 3
合計	0 / 143	0 / 5	0 / 148

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数

(参考) 資金不足比率の経営健全化基準

20%

※経営健全化基準が20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定・報告等が必要

Ⅲ 用語の説明

1. 普通会計

【形式収支】

歳入から歳出を差し引いた額である。

【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。

【単年度収支】

当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、この単年度収支は当該年度のみ収支である。

【実質単年度収支】

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除したものが単年度収支であり、単年度収支に、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、実質的な赤字要素（基金の取崩額）を差し引いたものが実質単年度収支である。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額}} \times 100\%$$

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【財政力指数】

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいくほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

2. 公営企業会計

【法適用企業】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

※ 法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積したものをいう。

【不良債務】

実質的な資金ベースでの赤字額。企業の経営状況を資金面からみた場合に、資金不足のために一時借入金に依存しなければならない状況を表している。具体的には、流動負債が流動資産を上回る場合の当該超過額をいう。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

※ 流動負債 支払期限が1年以内に到来する負債。

※ 流動資産 現金及び短期間（1年）のうちに回収・現金化される資産。

【資本不足】

貸借対照表において負債が資産を上回る状態のこと。

$$\text{資本不足} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

【他会計繰入金】

一般会計等からの「繰入金」、「出資金」、「補助金」、「借入金」の合計額である。公営企業の経費の中には、水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費等、本来一般会計が負担すべき経費や一般会計が負担することが適当な経費がある。

3. 健全化判断比率

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\text{一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。 ※1 早期健全化基準：財政規模に応じて 11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。 ※1 早期健全化基準：財政規模に応じて 16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【実質公債費比率】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

$$\frac{\left(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} \right) - \left(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)} \times 100\%$$

- ・平成 18 年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が 18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。

4. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝〔繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高〕－解消可能資金不足額

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔解消可能資金不足額の算定方法〕

①次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

②資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する）。

(2) 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額を用いる。